

# 広陵町男女共同参画行動計画

—改定版—

(骨子案)

令和4年10月

広陵町

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の位置付け .....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 広陵町の主要課題と基本目標 .....	6
5. 計画の基本理念・目標と施策の方向性.....	7
第2章 計画策定の背景.....	8
1. 計画策定の背景 .....	9
2. 統計データからみた広陵町の現状 .....	12
3. アンケート調査結果からみた広陵町の現状.....	22
4. 前期計画期間における取組状況.....	23
第3章 施策の展開 .....	24

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

# 1. 計画策定の趣旨

## (1) 男女共同参画社会とは

---

平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)と定義しています。さらに男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」(前文)と位置付けられています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望むかたちで展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。

## (2) 策定の経緯

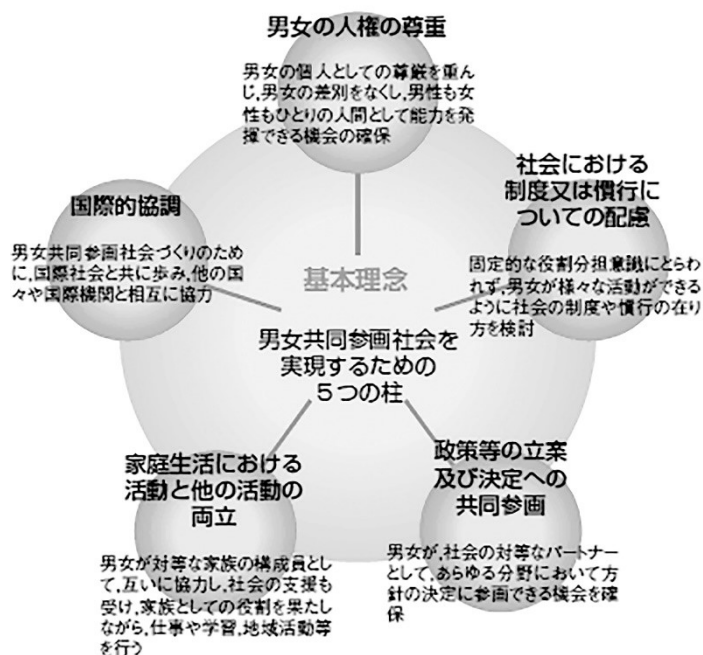
---

本町では、平成 29(2017)年 3 月に男女共同参画社会の推進に関する事項を調査及び審議するための諮問機関として「広陵町男女共同参画審議会」を設置し、庁内体制としては、各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるため、職員で構成する「広陵町男女共同活躍推進委員会」と「広陵町男女共同活躍作業部会」を設けて、「男女共同参画社会基本法」に規定される市町村男女共同参画計画の策定に着手しました。

平成 29(2017)年度に住民を対象にしたアンケート調査を実施して、男女共同参画に関する住民意識を把握したうえで、計画原案を作成し、「広陵町男女共同参画審議会」への意見具申を経て、平成 30(2018)年3月、男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画」を策定し、計画に基づき男女共同参画施策に取り組んできました。

このたび、計画の中間年を迎え、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や平和と人権、ジェンダー平等の重要性を再認識するような出来事が起こるなど、我々を取り巻く社会環境に大きな変化がありました。これらの社会情勢の変化を踏まえて、後期計画として改定するものです。

## 男女共同参画社会基本法の概要



国・地方公共団体及び国民の役割

### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

### 国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

## 男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

### 地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

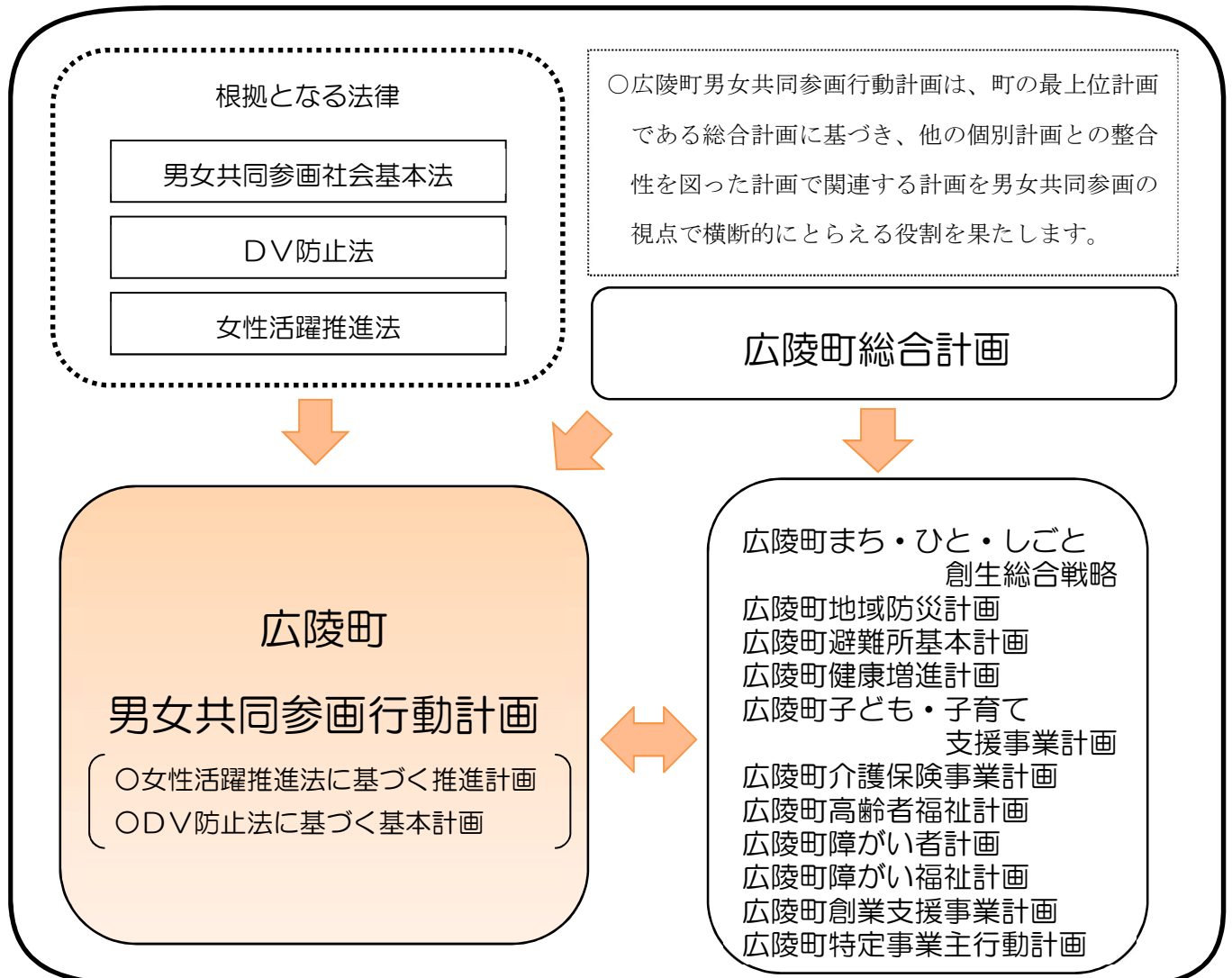
## ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府男女共同参画局ホームページより

## 2. 計画の位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国や県の「第 5 次男女共同参画基本計画」「男女でつくる幸せあふれる奈良県進計画(第 4 次奈良県男女共同参画計画・第 2 次奈良県女性活躍推進計画)」を勘案して策定します。
- 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)第2条の3第3項に基づき、本町における「DV 防止基本計画」を含めた計画とします。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条に基づき、本町における「女性活躍推進計画」を含めた計画とします。
- また、本町の上位計画である「第5次広陵町総合計画(令和4(2022)年度～令和 15(2033)年度)」における将来像である「be Happy ～未来につながるまち 広陵～」の達成に向けた、まちづくりの目標のひとつ「地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち」を実現するための分野別計画として、他の関連計画との整合性を図りながら策定しました。



また、本町は、令和元(2019)年7月、SDGs<sup>1</sup>(持続可能な開発目標)推進に向けた取組を積極的に実施する「SDGs未来都市」に選定されています。本計画の推進を通して、SDGsの目標「ジェンダー平等の実現」を目指します。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、計画の後期期間にあたる令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度の5年間とします。



## 広陵町男女共同参画行動計画

前期計画期間(5年間)

後期計画期間(5年間)

<sup>1</sup> 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)：平成27年(2015年)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

## 4. 広陵町の主要課題と基本目標

### 主要課題

#### ①女性雇用促進に向けた子育てサービスの充実

- ・人口構造の変化により、今後は広陵町の経済成長や地域活力が低下する見込み
- ・働きたい女性が多いが、介護や子育てを理由に働けない人が多く、潜在化している
- ・女性が活躍できているロールモデルの提示が少ない

#### ②男女共同参画意識の醸成(啓発の重要性)

- ・仕事をしている女性が相対的に低い(25歳～59歳の就業率77.2%)
- ・家庭生活での理想と現実のギャップが大きい
- ・男性の家事・子育てへの参画が少なく、女性の負担が重い

### 基本目標

#### ①固定的役割分担意識によらない自由な選択ができる

男性は仕事、女性は家事・子育てという考え方ではなく、個人の能力に応じた仕事、家事・子育ての役割分担を推進するとともに、あらゆる世代に対して教育や啓発を学べる機会を推進します。

#### ②男女がともに参画する機会を確保する

指導的地位や地域における政策・方針決定の場などに男性も女性も参画できるよう推進します。

#### ③女性が働きやすい町をめざす

出産や子育てなどで一度退職した女性が仕事に就きやすい雇用支援を行うとともに、女性が起業できる支援制度の創設を検討します。

## 5. 計画の基本理念・目標と施策の方向性

(主要課題と基本目標は再検討するが、基本理念(あるべき姿)と主要施策と施策体系は現行計画を踏襲する)

すべての人々が輝き、いきいきと暮らせるような男女共同参画社会の実現を目指し、次のような将来像を計画の基本理念とします。そして、この基本理念の実現に向けて広陵町の現状や特徴等を踏まえた「3つの基本目標」を掲げ、その基本目標を達成するために「3つの主要施策」を展開していきます。

### 基本理念(あるべき姿)

**誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会**

#### 広陵町の主要課題と基本目標

#### 広陵町男女共同参画推進 3つの基本目標

固定的役割分担意識に  
よらない自由な選択ができる

男女がともに参画する機会を  
確保する

女性が働きやすい町をめざす

#### 主要課題①：女性雇用促進に向けた子育て サービスの充実

- ・人口構造の変化により、今後は広陵町の経済成長や地域活力が低下する見込み
- ・働きたい女性が多いが、介護や子育てを理由に働けない人が多く、潜在化している
- ・女性が活躍できているロールモデルの提示が少ない

#### 主要課題②：男女共同参画意識の醸成 (啓発の重要性)

- ・仕事をしている女性が相対的に低い(25歳~59歳の就業率77.2%)
- ・家庭生活での理想と現実のギャップが大きい
- ・男性の家事・子育てへの参画が少なく、女性の負担が重い

#### 広陵町男女共同参画推進 3つの主要施策

あらゆる分野における  
男女の活躍

男女の人権が尊重される  
安心安全な暮らしの実現

男女共同参画社会の  
実現に向けた基盤整備

## 第2章 計画策定の背景

---

# 1. 計画策定の背景

## (1) 世界における動向

国連を中心に進められてきた、世界における男女平等の取組では、昭和 54(1979)年に採択された「女子差別撤廃条約」と、平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において採択された、「北京宣言・行動綱領」が、現在に至るまで、世界における男女平等推進の国際規範・基準となっています。

近年では、平成27(2015)年には、国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」において、SDGsの17の目標の5番目に設定されている「ジェンダー平等の実現」は、目標のひとつであるだけでなく、他のすべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示されています。平成 28(2016)年には、「SOGI(ソジ)」に関する差別や嫌がらせへの取組として、国連人権理事会で「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議が可決されました。



国連以外でも、令和元(2019)年に、日本で開催された「G20 サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

APEC(アジア太平洋経済協力)では、APEC 域内の経済発展のためには女性の活躍が必要であるとの認識のもと、毎年「女性と経済フォーラム」が開催されています。

OECD(経済協力開発機構)では、政府機関におけるジェンダーに配慮した枠組みづくりを目的に、令和 2(2020)年、公共ガバナンス委員会の下にジェンダー主流化作業部会が設けられています。また、同年には、加盟国において、女性に対する暴力が依然として重大な問題であるという認識のもと、女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合が開催され、加盟国の閣僚等によって、女性に対する暴力の防止、対処、根絶方法についての議論が行われました。

このように、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、人権の視点だけでなく社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

なお、世界経済フォーラムが毎年公表している「ジェンダーギャップ指数」では、日本は156か国中120位(2021年)となっており、男女格差が大きい国とされています。

## (2)日本における動向

---

我が国では、平成25(2013)年に閣議決定された「日本再興戦略」において、『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である」と表現され、「女性の活躍推進」が重点施策に位置づけられました。平成26(2014)年には、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられました。同本部では、平成27(2015)年以降、毎年、「女性活躍・男女共同参画の重点方針(女性版骨太の方針)」が決定されています。

近年の主な法制度の動向としては、平成30(2018)年には、政治の分野における男女共同参画を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」が公布・施行されました。また、同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元(2019)年には、平成28(2016)年に施行された「女性活躍推進法」の一部改正が行われ、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者 101 人以上の事業主に拡大(令和4年4月1日施行)されました。また、同年にセクシュアル・ハラスメントなど職場でのハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」等の改正や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されています。

令和2(2020)年に、「男女共同参画社会基本法」に基づく「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。策定の背景として、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢や環境変化があげられています。また、我が国は国際的にみて、政策・方針決定過程への女性の参画が遅れており、第4次男女共同参画基本計画で掲げた「指導的地位に占める女性割合 30%」の目標が達成できなかったことから、引き続き、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合 30%程度を目指す」こととなりました。

令和3(2021)年には、男性の育児参加を促すために産後パパ育休制度を新設する「育児・介護休業法」の改正が行われました。

令和4(2022)年には、成年年齢を 18 歳へ引き下げる「民法」の改正、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などの様々な事情により日常生活・社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を支援するため「困難を抱える女性支援法」が成立(令和6年4月1日施行)しています。

### (3)奈良県における動向

---

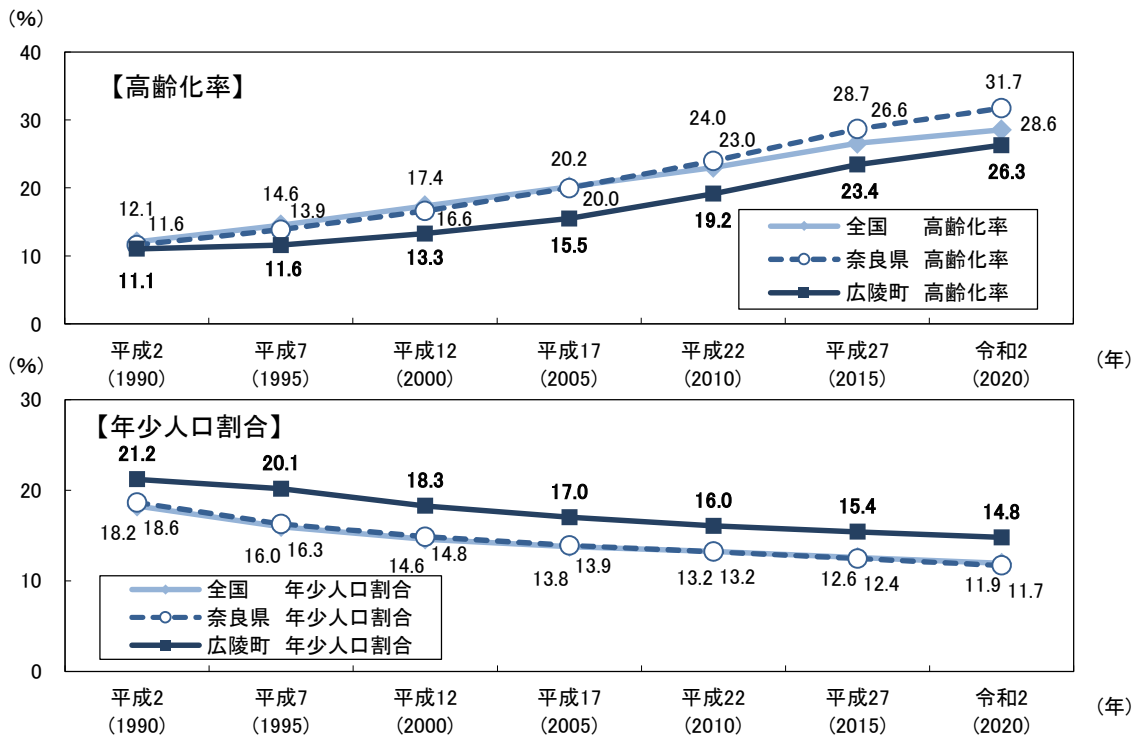
(文案作成中)

## 2. 統計データからみた広陵町の現状

### (1) 人口と世帯の状況

広陵町は、全国・奈良県と比べて、高齢化率は低く、年少人口割合は高く推移しています。そのため、少子高齢化の進行は、ややゆるやかであるものの確実に進行しています。

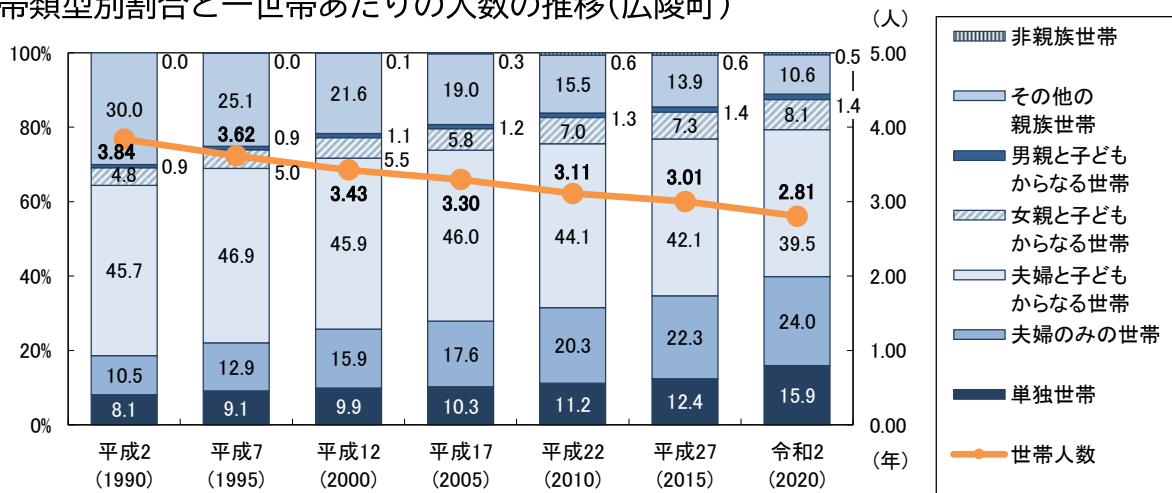
#### ■年少人口割合と高齢化率の推移（全国・奈良県・広陵町）



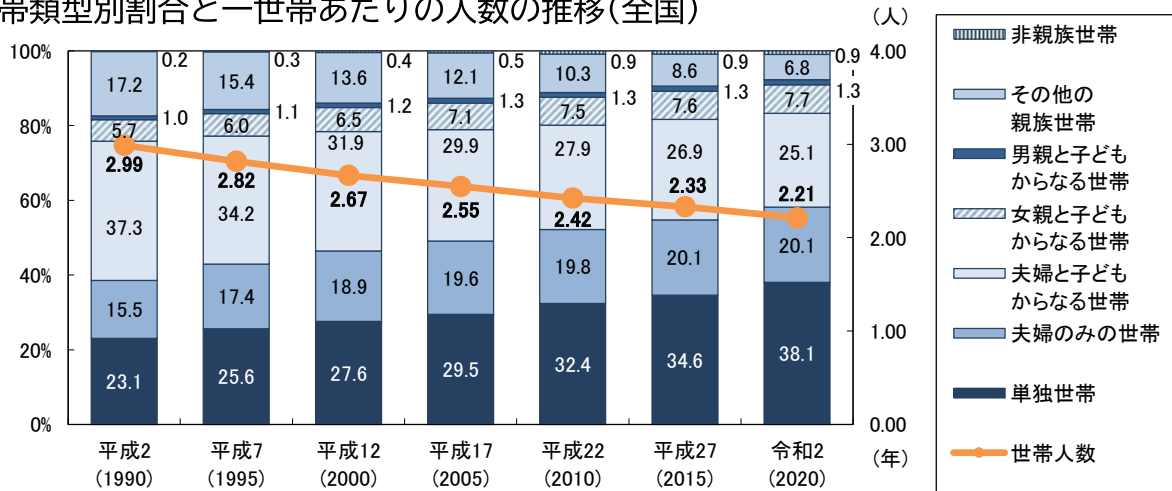
資料：総務省「国勢調査」

全国・奈良県と比べて、一世帯あたりの人数が多く、「夫婦と子どもからなる世帯」と三世代を含む「その他の親族世帯の割合」が高くなっています。

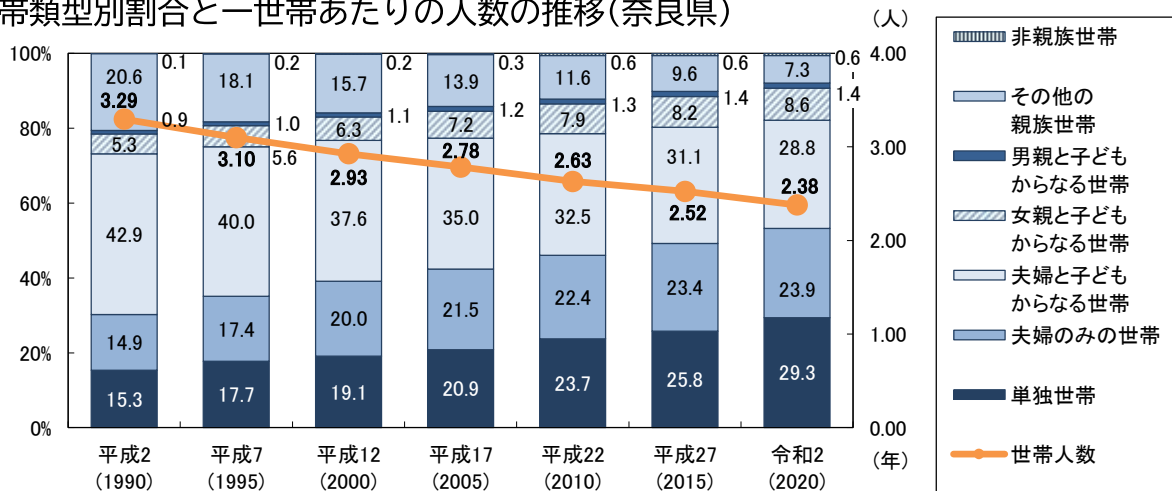
■世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(広陵町)



■世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(全国)



■世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(奈良県)



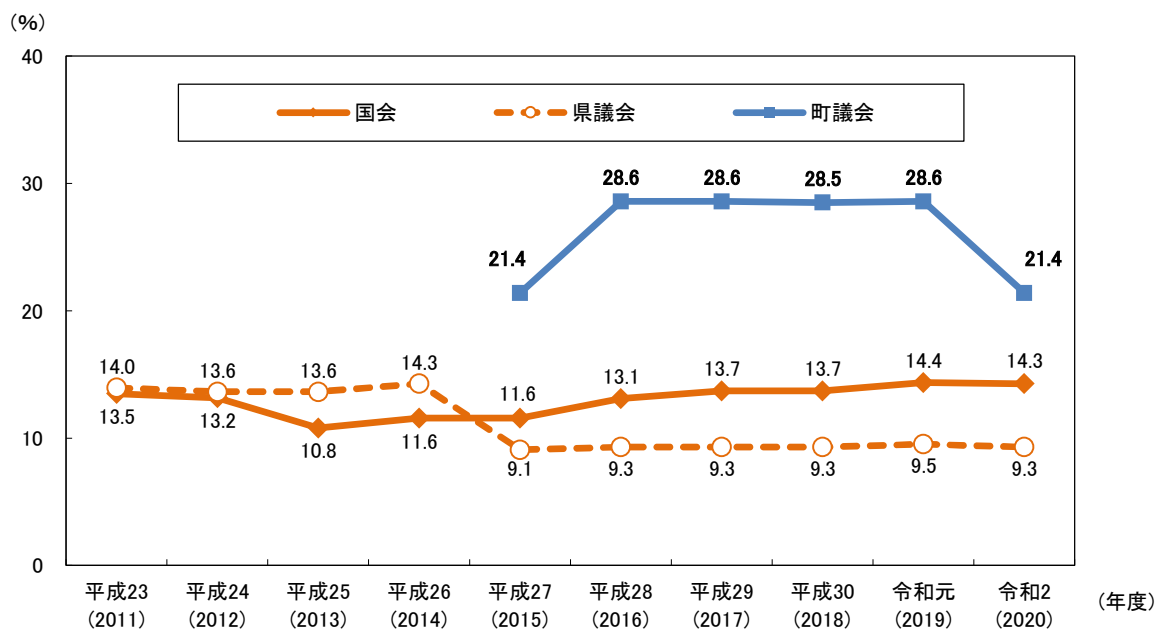
注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

資料：総務省「国勢調査」

## (2)政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

町議会議員の女性割合は、国・県を大幅に上回っています。審議会等委員における女性割合は上昇して全国・県平均を上回り、計画目標値の25.0%を超えています。

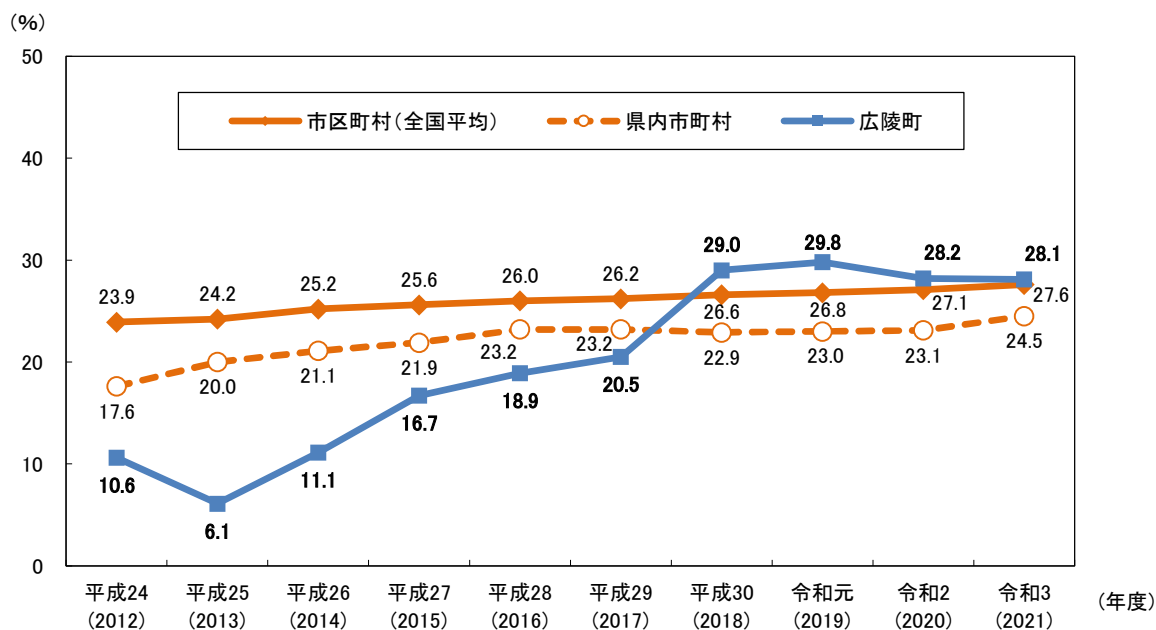
### ■女性議員割合の推移（国・奈良県・広陵町）



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ  
県議会、町議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

### ■審議会等委員における女性委員割合の推移(全国・奈良県・広陵町)

#### ■ 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性の割合

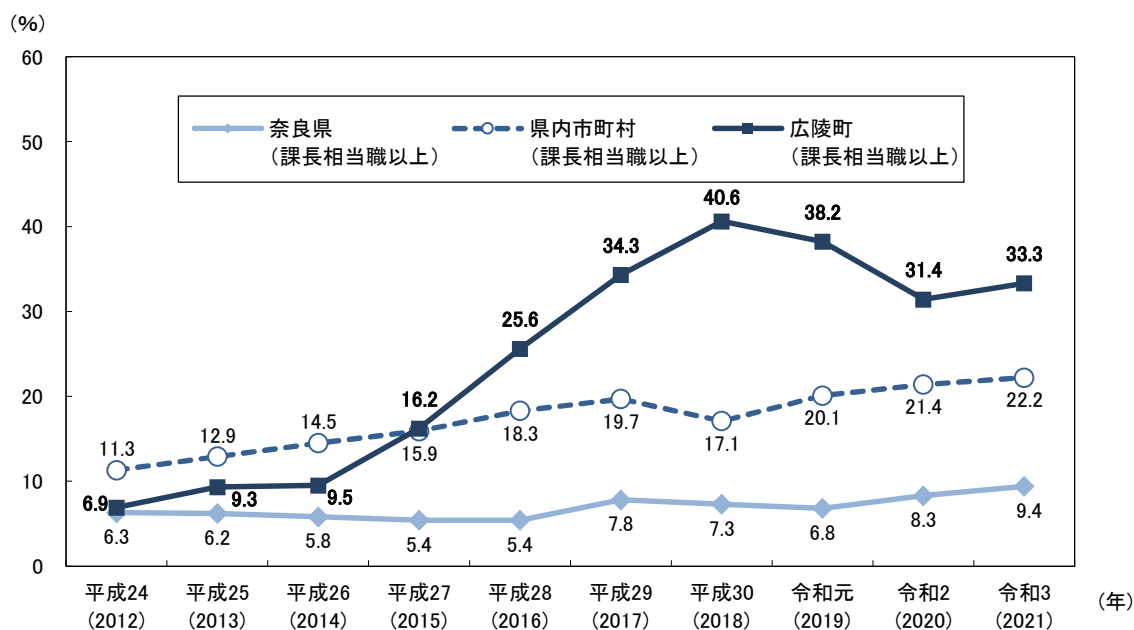


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

町職員の管理職に占める女性割合は平成 30 年の 40.6%から低下しているものの、奈良県・県内市町村の平均を大幅に上回っています。

学校管理職は、以前は校長・教頭とも奈良県平均を上回っていましたが、近年は低下しています。

## ■公務員管理監督職における女性割合(国・奈良県・広陵町)



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## ■学校管理職における女性比率の推移(奈良県、広陵町)

### ■ 広陵町

	小中学校 校長			小中学校 教頭		
	計	うち女性	女性割合	計	うち女性	女性割合
平成 29(2017)年度	7 人	1 人	14.3%	7 人	2 人	28.6%
平成 30(2018)年度	7 人	1 人	14.3%	7 人	2 人	28.6%
令和元(2019)年度	7 人	1 人	14.3%	7 人	2 人	28.6%
令和2(2020)年度	7 人	0 人	0.0%	7 人	1 人	14.3%
令和3(2021)年度	7 人	0 人	0.0%	7 人	1 人	14.3%

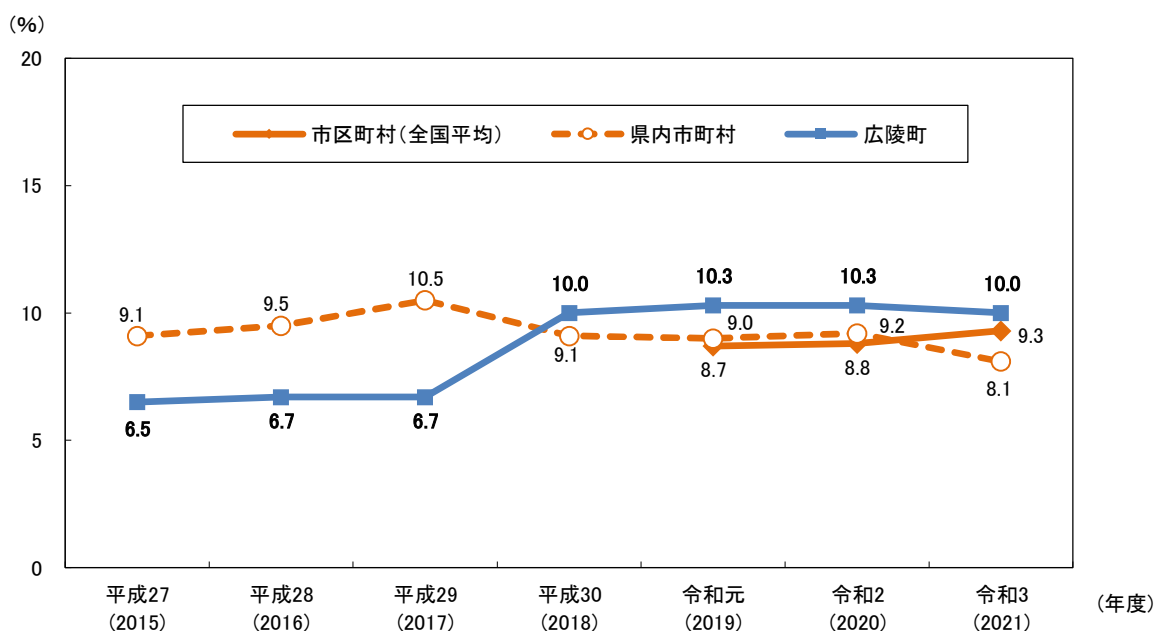
### ■ 奈良県

	小中学校 校長			小中学校 教頭		
	計	うち女性	女性割合	計	うち女性	女性割合
平成 29(2017)年度	300 人	25 人	8.3%	315 人	44 人	14.0%
平成 30(2018)年度	299 人	28 人	9.4%	314 人	57 人	18.2%
令和元(2019)年度	298 人	33 人	11.1%	313 人	62 人	19.8%
令和2(2020)年度	288 人	38 人	13.2%	302 人	64 人	21.2%
令和3(2021)年度	283 人	48 人	17.0%	303 人	67 人	22.1%

資料：奈良県「学校基本調査結果」

防災会議における女性委員割合は、全国平均・奈良県平均をわずかに上回っている程度です。

### ■防災会議における女性委員割合(国・奈良県・広陵町)

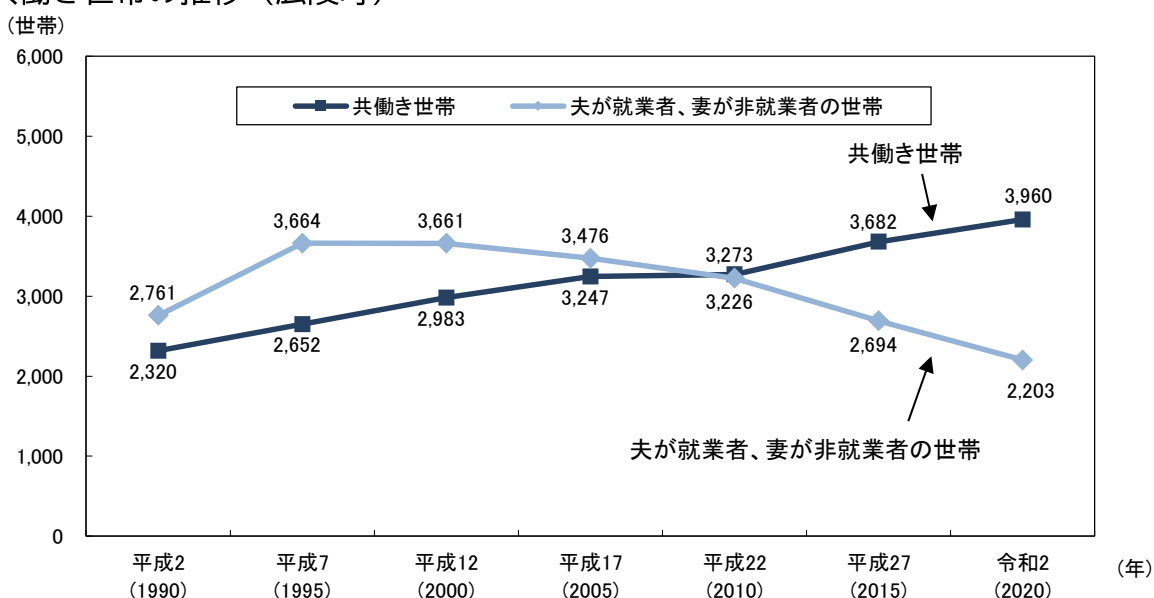


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## (3)就労の状況

本町では、平成 22 年以降共働き世帯が片働き世帯を上回り、その差は拡大しています。

### ■共働き世帯の推移 (広陵町)

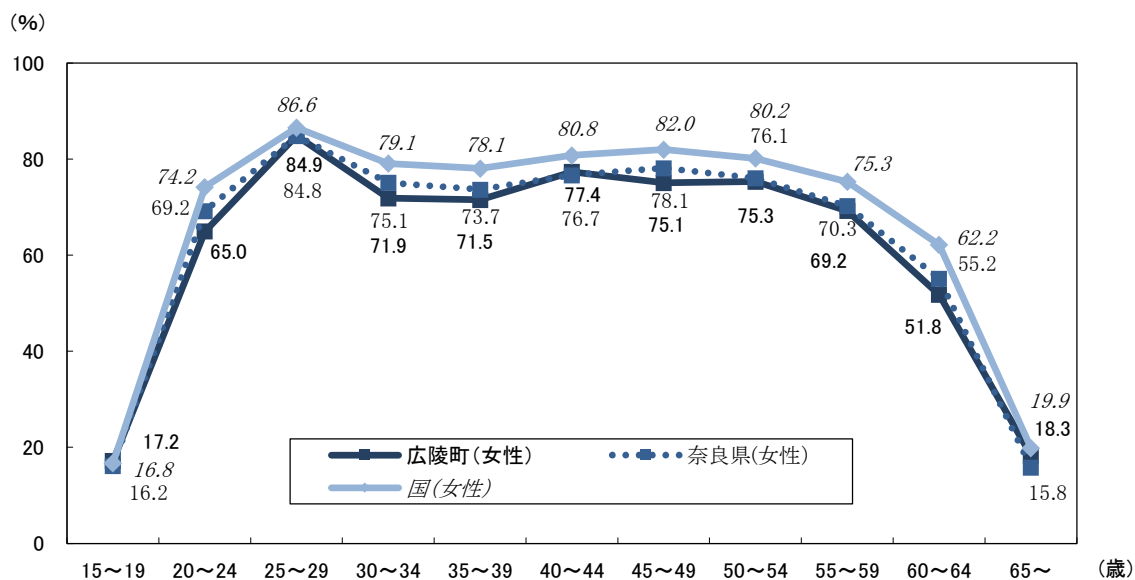


注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料：総務省「国勢調査」

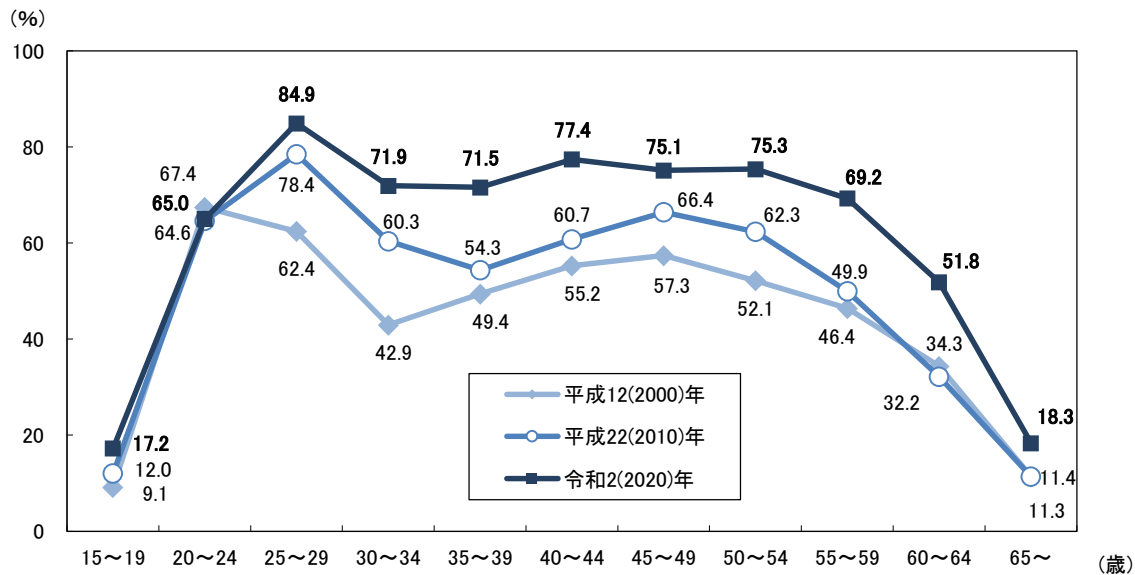
女性の年齢層別労働力率は、この 20 年間で大幅に上昇していますが、全国・奈良県平均よりもやや下回っています。

### ■女性の年齢層別労働力率（全国・奈良県・広陵町）



資料：総務省「国勢調査」（令和 2 年）

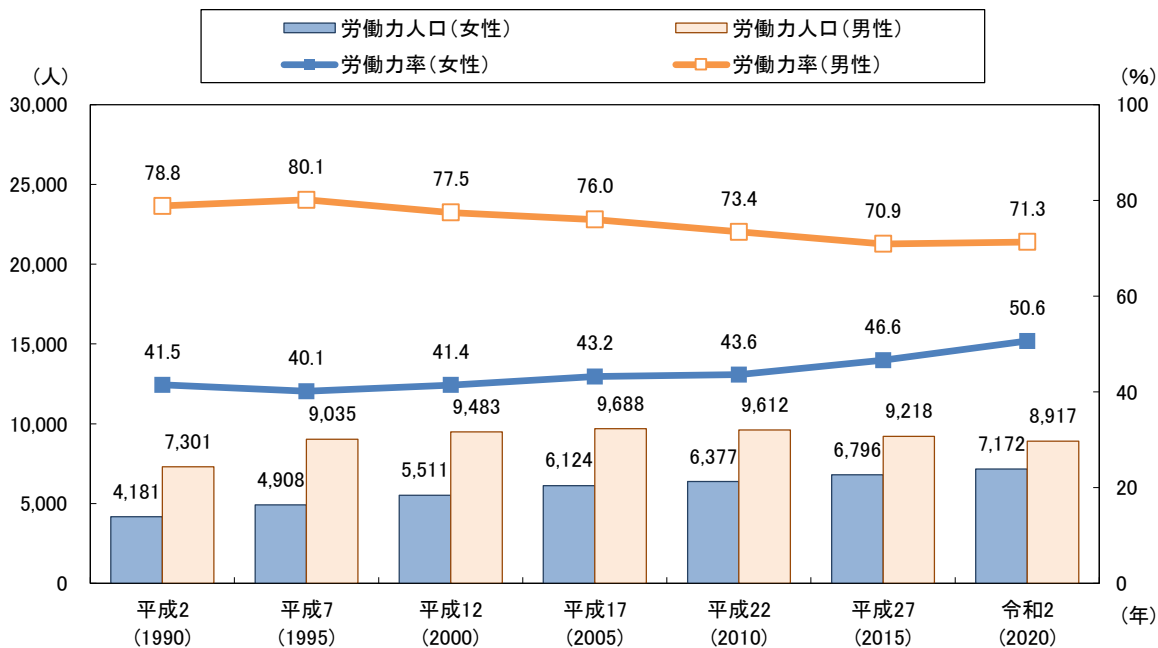
### ■女性の年齢層別労働力率の変化（広陵町）



資料：総務省「国勢調査」

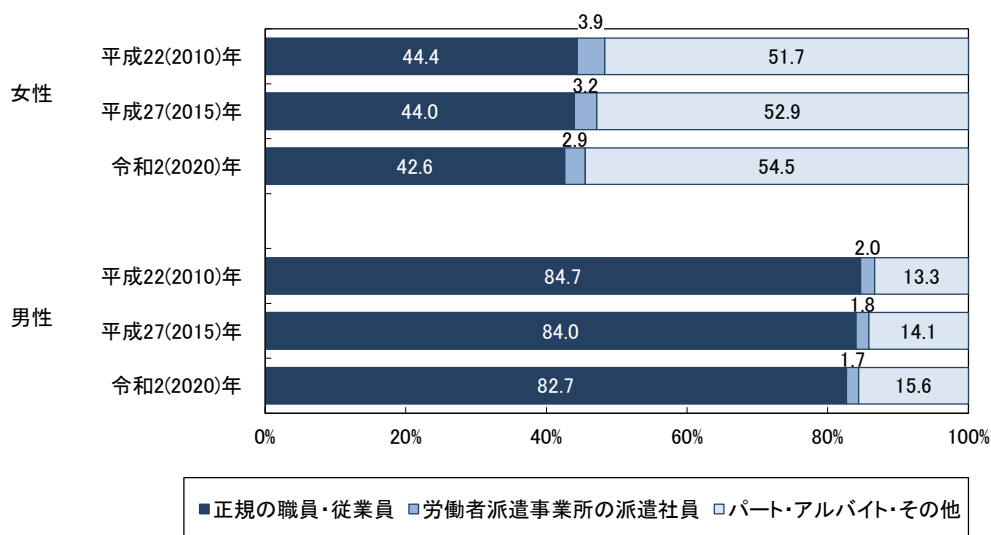
性別労働力人口と労働力率をみると、女性は労働力人口、労働力率とも増加しています。ただし、男女とも従業上の地位では正規職員・従業員の割合が低下しています。

### ■性別労働力人口と労働力率の推移（広陵町）



資料：総務省「国勢調査」

### ■性別雇用者の従業上の地位の構成割合（広陵町）

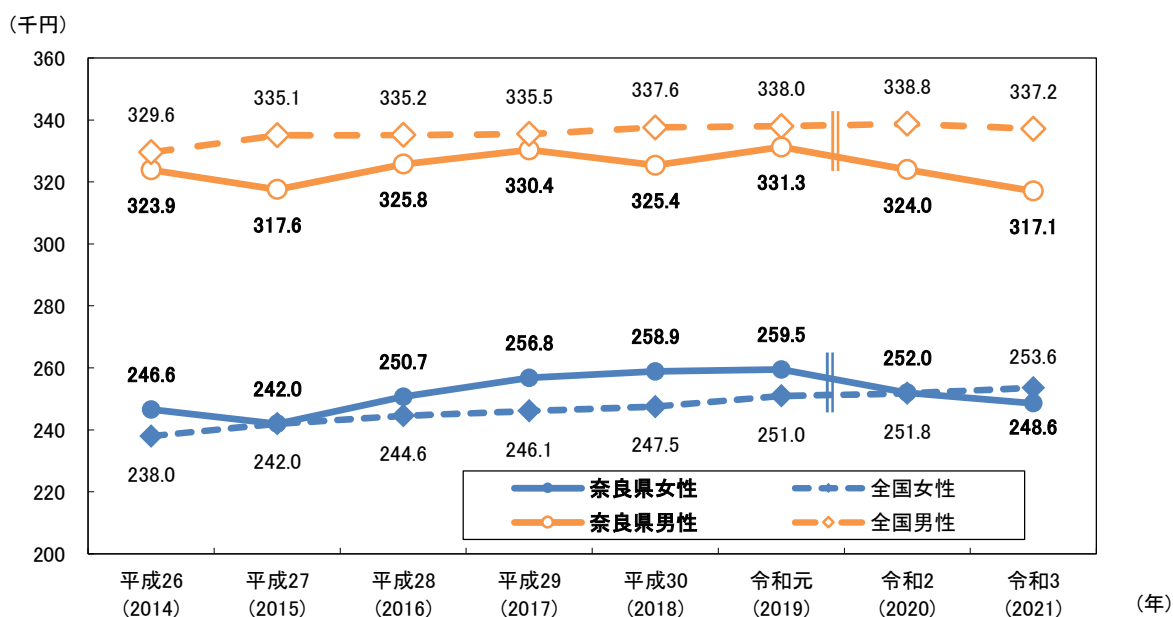


資料：総務省「国勢調査」

所定内給与額の推移をみると、全国・奈良県とも男女の額の差は縮小傾向ですが、近年の奈良県は男女とも額が低下して、これまで女性は全国を上回っていたのが令和 3(2021)年は下回っています。

■所定内給与額の推移（全国・奈良県）

	令和元(2019)年			令和 2(2020)年			令和 3(2021)年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
奈良県	304.4	331.3	259.5	296.0	324.0	252.0	289.7	317.1	248.6
全国	307.7	338.0	251.0	307.7	338.8	251.8	307.4	337.2	253.6



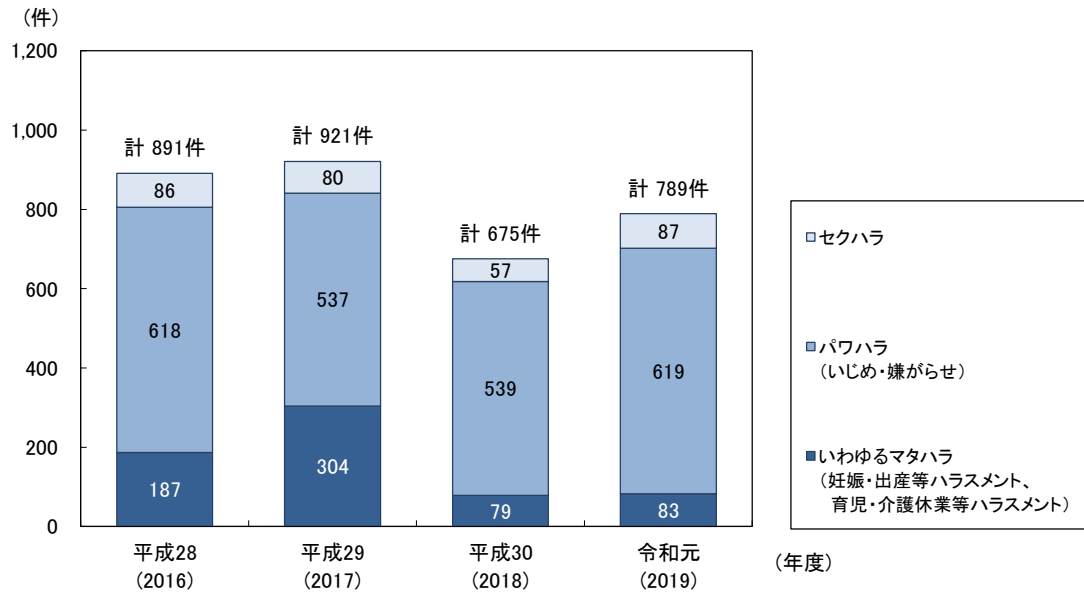
注) 令和 2 年より有効回答率を考慮した推計方法に変更

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

奈良県におけるハラスメントの相談では、セクシュアル・ハラスメントとマタニティ・ハラスメントがそれぞれ約1割で、パワーハラスメントが約8割を占めています。

## ■男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移（奈良県）

### ■奈良労働局管内のハラスメントの相談件数



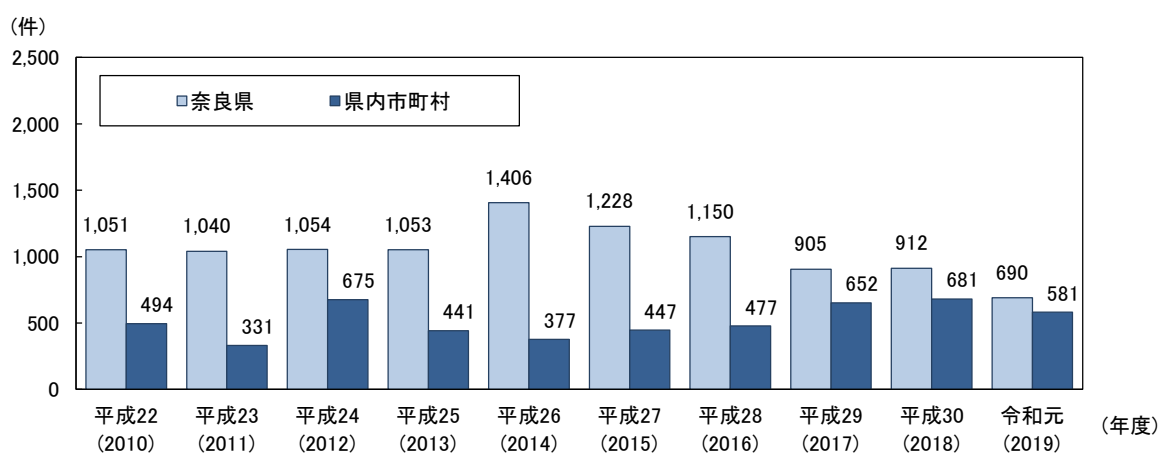
## (4)DV の相談状況

奈良県では、平成26年度以降相談件数、一時保護人数ともに減少傾向です。ただし、全国的には増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2年度は前年度の1.5倍に増加しています。

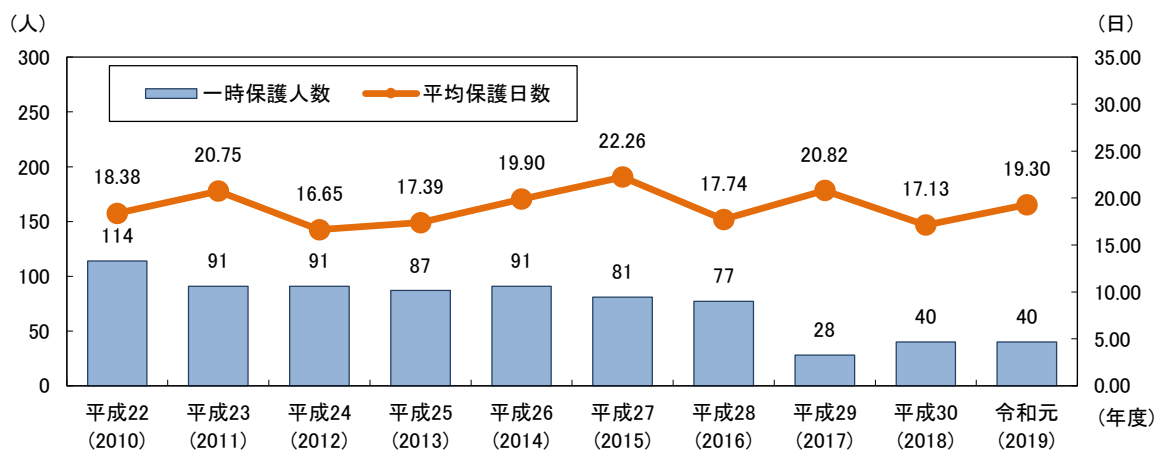
※ 広陵町でも相談件数は把握していますが、母数が少なく、年度間で偏りが生じるため記載していません。

### ■DVの相談等件数の推移（奈良県）

#### ■配偶者暴力相談支援センター等における相談受付件数



#### ■一時保護人数と平均保護日数



資料：奈良県「奈良県のDV相談状況等について」

### 3. アンケート調査結果からみた広陵町の現状

(現在集計作業中)

## 4. 前期計画期間における取組状況

(現在取りまとめ中)

## 第3章 施策の展開

---

# 施策の体系

(施策体系は前期計画を踏襲し、一部変更)

## 主要施策1. あらゆる分野における男女の活躍

基本方針	基本施策
1. 男女の活躍推進と働き方改革 (女性活躍推進法に基づく基本計画)	1. 男女がともに能力を発揮できる社会づくり 2. ワーク・ライフ・バランスの取組支援 3. 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の促進 4. 女性の就労支援・起業支援
2. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	1. 行政、地域、団体などにおける意思決定の場への女性の参画拡大 2. 女性リーダーの発掘・育成

## 主要施策2. 人権が尊重される、安心安全な暮らしの実現

1. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境整備	1. ジェンダー平等の視点に立った意識の確立と環境整備 2. 性に対する理解と心身の健康保持 3. 貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた人々への支援 4. 防災における男女共同参画の推進
2. 性にもとづく暴力根絶の推進	1. 暴力を許さない意識醸成及び相談・被害者支援体制の充実(DV防止基本計画) 2. 女性や子どもに対する暴力の予防

## 主要施策3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

1. 多様な選択を可能にする教育の充実	1. 幼稚園・保育園・認定こども園・学校におけるジェンダー平等教育の充実 2. キャリア教育と子どものエンパワメント支援
2. 幅広い世代に向けたジェンダー平等意識の浸透	1. 生涯学習におけるジェンダー平等学習の推進 2. 男女共同参画に関する情報収集と発信

## 計画の推進

1. 推進体制の充実・強化
2. 計画の進行管理

